

指定管理者制度に対する基本方針

田原市は、行政改革大綱（平成 18 年 3 月策定）において「公共施設等の管理運営の見直し」を進めるとともに、民間活力を住民サービスの向上に活かす有効な手法としての指定管理者制度を積極的に活用しています。

1 導入施設

- ① 指定管理者を導入する施設は、地方公共団体が所有する施設のうち、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設けた「公の施設」です（例：公園、体育館、市民館等）。

2 指定管理者制度導入にあたっての基本方針

- ① 指定管理者の選定
指定管理者の選定については、公の施設を効果的かつ効率的に管理運営する観点から、原則として公募によるものとします。
ただし、施設の態様等により公募になじまないものは、公募によらずに選定(任意指定)する場合があります。
- ② 公募(募集)の方法
公募(募集)にあたっては、公告するとともに、田原市ホームページ上で「募集要項」を示すこととします。
募集期間は、公募を開始した日から起算して 30 日以上の間とします。
なお、公募(募集)期間内に申請がない場合、又は、適当な事業者がない場合は、当面直営とするか、適当な者を任意指定することとします。また、必要に応じ、再度公募(募集)を行う場合があります。
- ③ 選定方法
庁内に「指定管理者選定審査会」を設置し、厳正な審査を行い、指定管理者を選定します。
- ④ 指定期間
指定期間は、原則として 3 年から 5 年の範囲で、施設の態様等に応じて個別に設定することとします。
ただし、管理形態からこれによりがたい場合や、施設の効果的、効率的な管理運営、サービス提供の安定性・継続性の確保の観点から、上記期間によることが困難な場合には、別途、適当な期間を設定する場合があります。
- ⑤ 業務の範囲
指定管理者が行う業務の範囲については、施設の態様等を考慮して、個別に決定することとします。

⑥ 利用料金制

利用料金制の趣旨が、公の施設の管理運営にあたって指定管理者の自主的な経営努力を発揮させること、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図るものであること等に鑑み、個別にその導入を検討することとします。

⑦ 個人情報の取扱い

指定管理者が公の施設の管理を通じて取得した個人情報については、個人情報保護条例で適切な管理のため必要な措置を講じなければならないこととされています。

3 指定管理者選定スケジュール

① 公募(募集)

毎年度9月上旬から10月上旬まで
詳しくは各施設の募集要項をご覧ください。

② 審査(1次・2次)

1次審査、毎年度11月上旬(所管課による書類審査)
2次審査、毎年度12月中(審査会による審査)

③ 選定結果の通知

毎年度1月上旬頃。
(施設により異なりますので、それぞれの担当課にお問い合わせください。)
なお、正式な指定は次の「④指定の議決」を経て行われますのでご注意ください。

④ 指定の議決

毎年度3月議会(日程未定)において行われる予定です。

⑤ 指定の通知

議決後、指定管理者の指定の通知を行います。

⑥ 指定管理者による管理の開始

毎年度4月1日から開始(予定)です。

4 今後の指定管理者制度導入の予定

現在、指定管理者制度を導入していない施設にあっても、行革の議論の中で、指定管理者制度を導入することが適当なものについては、順次導入していくこととしています。